令和６年度

指宿市一般廃棄物処理実施計画

指　宿　市

目　次

【ごみ処理編】

1　計画策定の意義 ---------- 1

2　基本方針 ---------- 1

3　計画期間 ---------- 1

4　計画区域 ---------- 1

5　計画対象人口及び世帯 ---------- 1

6　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み ---------- 1

7　一般廃棄物の分別区分と収集運搬体制 ---------- 2

8　ごみの再資源・減量化に向けた奨励金及び補助金制度 --------- 5

9　一般廃棄物処理施設 ---------- 7

10 その他関連事項 ---------- 7

【生活排水処理編】

1　計画区域 ----------8

2　計画対象人口及び世帯 ----------8

3　一般廃棄物（し尿，浄化槽汚泥）の収集運搬計画 ---------8

4　普及啓発等 ----------8

5　し尿処理施設 ----------9

【ごみ処理編】

1　計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定により，単年度ごとの一般廃棄物の収集運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画を策定します。

2　基本方針

本計画は指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき，本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し，あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量，資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めます。

3　計画期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとします。

4　計画区域

指宿市全域

5　計画対象人口及び世帯

３７，５１７人，　１９，６０１世帯（令和６年４月１日現在：住民基本台帳人口）

6　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（　t／年　）

	可燃ごみ（焼却）	不燃ごみ（埋立）	粗大ごみ（破砕）	資源ごみ（再生）	排出量及び処　理　量
家 庭 系	7,288	49	265	1,156	8,758
事 業 系	3,958	1,589	152	0	5,699
計	11,246	1,638	417	1,156	14,457

7　一般廃棄物の分別区分と収集運搬体制

（１）収集運搬する一般廃棄物の区分等

一般廃棄物の区分			排出方法（運搬主体），容器等	回数	備考（車両及び台数等）
家庭系一般廃棄物	燃えるごみ		ごみ収集所収集 （市：委託） 指定袋	週２回	指宿地区　3t ﾊﾟｯｶｰ車　２台 2t ﾊﾟｯｶｰ車　１台 山川地区　3t,2t ﾊﾟｯｶｰ車　各１台 2t ダンプ　１台 開聞地区　2t ﾊﾟｯｶｰ車　２台 2t ダンプ　１台
	燃えないごみ		ごみ収集所収集 （市：委託） 指定袋	月１回	指宿地区　3t ﾊﾟｯｶｰ車　１台 3t ダンプ　１台 山川地区　3t,2t ﾊﾟｯｶｰ車　各１台 2t ダンプ　１台 開聞地区　2t ﾊﾟｯｶｰ車　２台 2t ダンプ　１台
	粗大ごみ		立会収集所収集 （市：委託）	年２回	指宿地区　3t ﾊﾟｯｶｰ車　１台 3t ダンプ　１台 山川地区　3t,2t ﾊﾟｯｶｰ車　各１台 2t ダンプ　１台 開聞地区　2t ﾊﾟｯｶｰ車　２台 2t ダンプ　１台
	資源ごみ	アルミ缶	立会収集所収集 （市：委託） ごみ収集所収集 （市：委託） 常設収集所収集 （市：委託）	月１回 月１回 随時	コンテナ・ネット・指定袋 （種類ごと）
		スチール缶			
		無色瓶			コンテナ・指定袋 （色ごと）
		茶色瓶			
		その他瓶			
		白色ﾄﾚｲ・発泡ｽﾁﾛｰﾙ			ネット・指定袋
		紙パック			コンテナ・ネット・指定袋 （種類ごと）
		ペットボトル			
		プラスチック類			
		ダンボール			ひも・指定袋（種類ごと） （雨の日は指定袋）
		その他の紙			
		新聞			
		カセットボンベ・スプレー缶	立会収集所 常設収集所収集 （市：委託）	月１回 随時	コンテナ
		小型家電	常設収集所収集 （市）	随時	専用ボックス
		廃食油	常設収集所収集 （市：委託）	随時	ドラム缶
	有害ごみ	蛍光灯 乾電池	常設収集所収集 （市）	随時	専用コンテナ

事業系一般廃棄物	燃えるごみ	ごみ処理施設へ直接搬入（排出者又は許可業者）	随時	・ 燃えるごみ，燃えないごみ，資源ごみは家庭系と同様に分別し指定袋で搬入 ・ 粗大ごみは直接搬入
	燃えないごみ			
	粗大ごみ			
	資源ごみ			

（２）家庭系一般廃棄物

ア　収集運搬方法

家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は，（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い，市が委託した業者により定期的に収集し，ごみ処理施設へ搬入します。なお，資源物として収集したアルミ缶・スチール缶・白色トレイ・発泡スチロール・ペットボトル・紙パック・紙類（新聞・ダンボール・その他の紙）は，有価物として再資源化事業者へ直接引き渡します。

イ　指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに，分別の精度を高め，収集の効率化，環境美化及び作業の安全性を確保するために，家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の排出については，燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの指定袋制を継続します。

ウ　排出方法

排出者は，市が行う家庭系一般廃棄物の収集に関して，家庭系一般廃棄物を集積しておく地区内の所定の場所（以下「ごみ収集所」という。），地区内の立会収集所，常設収集所に家庭系一般廃棄物を排出するときは，（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに，次の排出方法を遵守するものとします。

ａ　燃えるごみ

・指定袋に入れ，指定曜日の午前 6 時から午前 8 時 30 分までにごみ収集所に排出します。

ｂ　燃えないごみ

・指定袋に入れ，指定曜日の午前 6 時から午前 8 時 30 分までにごみ収集所に排出します。

・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは，新聞紙などで包み「危険」等の表示をします。

ｃ　粗大ごみ

・指定袋に入らない粗大ごみは，年 2 回実施する粗大ごみ収集日に，地区が指定する回収拠点に午前 7 時から午前 8 時 30 分までに排出します。

ｄ　アルミ缶，スチール缶，無色瓶，茶色瓶，その他瓶

・中身を残さないで，中を軽くすすいでから，それぞれ分別し市の指定袋に入れ，指定曜日の午前 6 時から午前 8 時 30 分までにごみ収集所に排出するか，それぞれ分別し，指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，それぞれ分別し，常設収集所に随時排出します。

ｅ　白色トレイ・発泡スチロール

・汚れを水で洗い流し，指定袋に入れ，指定曜日の午前 6 時から午前 8 時 30 分までにごみ収集所に排出するか，指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，常設収集所に随時排出します。

ｆ　紙パック

・水洗いをして切り開いて乾かし，指定袋に入れ，指定曜日の午前 6 時から午前 8 時 30 分までにごみ収集所に排出するか，指定曜日に地区内の立会収集所に排

出します。または，常設収集所に随時排出します。

g　ペットボトル

・水洗いをして，キャップとラベルを取り除いて指定袋に入れ，指定曜日の午前6時から午前8時30分までにごみ収集所に排出するか，指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，常設収集所に随時排出します。

h　プラスチック類

・汚れを水ですすぐなどして除去し，指定袋に入れ，指定曜日の午前6時から午前8時30分までにごみ収集所に排出するか,指定袋に入れ指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，指定袋に入れ常設収集所に随時排出します。

i　ダンボール

・金具，ガムテープ，ビニールなどは取り除き，ひもで束ねるか，指定袋に入れて，指定曜日の午前6時から午前8時30分までにごみ収集所に排出するか，指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，常設収集所に随時排出します。

j　その他の紙（雑誌・外箱・包装紙・紙袋など）

・ひもで束ねるか，指定袋に入れて，指定曜日の午前6時から午前8時30分までにごみ収集所に排出するか，指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，常設収集所に随時排出します。

k　新聞

・ひもで束ねるか，指定袋に入れて，指定曜日の午前6時から午前8時30分までにごみ収集所に排出するか，指定曜日に地区内の立会収集所に排出します。または，常設収集所に随時排出します。

l　カセットボンベ・スプレー缶

・中身を使いきって穴を開けずに,指定曜日に地区内の立会収集所に排出するか,常設収集所に随時排出します。キャップはプラスチック類として排出します。

m　小型家電

・縦・横・高さ30cm以下のものを常設収集所に設置してある専用ボックスに入れ，随時排出します。

n　廃食油

・常設収集所等に設置してある廃食油入れに，随時排出します。

o　有害ごみ

・蛍光灯・乾電池を常設収集所に設置してある専用コンテナ（ペール缶等）に入れ，随時排出します。

エ　排出禁止物

次に揚げるものは，市の指定するごみ収集所，立会収集所，常設収集所，指宿広域クリーンセンターには排出できません。

（ア）個別リサイクル法などに基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

（イ）指宿広域クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

（ウ）一時的に多量に排出する一般廃棄物

（エ）その他一般廃棄物の処理に著しく支障が生ずるもの

オ　排出禁止物の処理

排出禁止物(ア)から(エ)の処理については次の方法によります。

（ア）特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機）については，家電リサイクル法に基づき，小売店に引取りを依頼するか，または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）に依頼します。

・パソコンについては，メーカーまたは自ら輸入したものを販売する事業者に回収を依頼します。回収するメーカーがない場合は「一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会」または「リネットジャパン株式会社」に回収を依頼します。
・自動二輪車などは二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」または「指定引取窓口」に引取りを依頼します。

（イ）プロパンガスボンベ，消火器，ピアノ，ガソリンなどについては，それぞれの取扱店か，販売店に引取りを依頼します。

（ウ）一時的に多量に排出する一般廃棄物，引越し等による多量廃棄物については，その処分を指宿広域クリーンセンターに依頼する場合，排出者自らが施設に搬入するか，または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）に施設までの運搬を依頼します。ただし，いずれの場合も施設の指示に従うものとします。

（エ）その他一般廃棄物の処理に著しく支障が生ずるもの，処理困難物については，排出者が自ら処理するか，専門業者または購入した店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとします。

（３）事業系一般廃棄物

ア　収集運搬及び排出方法

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は，事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により，適正に処理するものとします。

（ア）事業者が自ら処理するか，または市長が許可した一般廃棄物処分業許可業者（別表３）に処分を委託して処理します。委託して処分する場合は，事業者が自ら委託先まで運搬するか，または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）に委託して運搬します。

（イ）その処分を指宿広域クリーンセンターに依頼する場合は，分別をし，指定袋に入れて事業者自ら施設へ搬入するか，または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）に施設までの運搬を依頼します。

イ　資源ごみの取扱い

資源ごみについては，分別をし，指定袋に入れて事業者自ら運搬するか，または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表１）などに収集運搬を委託することにより，指宿広域クリーンセンターに搬入します。または資源化処理を行う一般廃棄物処分業許可業者（別表３）の施設へ搬入し資源化に努めるものとします。

８　ごみの再資源・減量化に向けた奨励金及び補助金制度

（１）　指宿市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱に基づき，生ごみの減量及びごみ減量意識の高揚を図るため，生ごみ処理機器を設置する家庭に対し，予算の範囲内において補助金を交付します。

◎家庭用生ごみ処理機器

対象　：安全かつ衛生的にごみを減量化し，堆肥化等する機器で，処理能力が１日10kg未満の処理機器。

年　　度	補　　助　　内　　訳
平成25年度	購入価格の２分の１以内　（上限 50,000円）
平成26～30年度	購入価格の５分の２以内　（上限 45,000円）
令和元年度以降	購入価格の３分の１以内　（上限 30,000円）

※事業所用は令和４年度末で廃止

（令和５年度実績）

種　　類		補助件数	補助額
家庭用	電動生ごみ処理機	１５	２６２，８００円
	その他	１１	２１，４００円
計		２６	２８４，２００円

（２）　指宿市資源ごみ分別収集地区等報償金交付要綱に基づき，限りある貴重な資源のリサイクルを推進し，ごみの減量化及び減量意識の高揚を図ることを目的に，地区又は区で行う資源ごみ分別収集における売却益を報償金として，第４条（報償金の額）による額を交付します。

なお，平成 25～27 年度においては，さらなる分別の徹底，回収量の増加を図るため，報償金の額を 1.5 倍に増額しましたが，平成 28 年度からは従来どおりの額を交付しています。

（令和５年度実績）

	指宿市資源ごみ分別収集地区等報償金
申請件数	１７６地区・区
報償金交付額	６，０８８，１００円

9　一般廃棄物処理施設

（１）処理施設の概要

施設名		指宿広域クリーンセンター
所在地		指宿市十二町 4692 番地 1
開設年月日		平成 29 年 4 月 1 日一部供用開始
（焼却処理施設）		
	稼動年月	平成 29 年 4 月
	処理形式	准連続焼却方式（ストーカー式）
	処理能力	54ｔ／日（27t／16H×2 炉）
（リサイクルセンター）		
	稼動年月	平成 29 年 4 月
	処理形式	破砕及び金属回収
	処理能力	3ｔ／5H

施設名		指宿広域管理型最終処分場
所在地		南九州市頴娃町郡 10995 番地 1
稼動年月		平成 25 年 12 月一部供用開始
開設年月		平成 29 年 3 月
	処理形式	クローズド型最終処分場＋浸出水処理設備
	処理能力	６１，０００㎥（増設 33,000 ㎥＋再生 28,000 ㎥） 浸出水処理設備（１５㎥）

施設名		指宿ごみ処理場
所在地		指宿市十二町 4692 番地 1
開設年		昭和 46 年
（最終処分場）		
	処理形式	安定型最終処分場（埋立て）

施設名		山川ごみ処理場　※平成 30 年度 9 月末で受入れ終了
所在地		指宿市山川浜児ケ水 841 番地
開設年		昭和 53 年
（最終処分場）		
	処理形式	安定型最終処分場（埋立て）

施設名		開聞ごみ処理場　※平成 30 年度 9 月末で受入れ終了
所在地		指宿市開聞十町 4199 番地 6 の一部
開設年		昭和 44 年
（最終処分場）		
	処理形式	安定型最終処分場（埋立て）

10　その他関連事項

（１）計画外の廃棄物（農林水産物等）については，必要に応じ関係機関等と協議し，環境に配慮した上で，法を遵守し適正に処分をします。

【生活排水処理編】

1　計画区域

指宿市全域

2　計画対象人口及び世帯

３７，５１７人，　１９，６０１世帯（令和６年４月１日現在：住民基本台帳人口）

3　一般廃棄物（し尿，浄化槽汚泥）の収集運搬計画

（１）収集運搬する一般廃棄物の区分及び処理量の見込み

区　　分	収集運搬 主　体	収集頻度	収集量 (kℓ ／ 年)
し尿（汲み取り便槽）	許可業者	申込みの都度	3,500
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	22,800
合　　計			26,300

（２）収集運搬方法

ア　公共下水道の供用が開始された区域では，し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水します。

イ　一般家庭，店舗，事務所及び仮設トイレ等の汲み取り便所から排出されるし尿は，市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表２）に収集運搬を依頼し，指宿広域汚泥リサイクルセンターへ搬入します。

ウ　浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は，定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければなりません。保守点検については鹿児島県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し，清掃については市長が許可した浄化槽清掃業社に委託して年１回以上（全曝気方式の浄化槽については６か月に１回以上）実施します。

エ　浄化槽管理者は,浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者(別表２）に収集運搬を依頼し，指宿広域汚泥リサイクルセンターへ搬入します。

4　普及啓発等

（１）指宿市浄化槽設置整備事業補助金

公共下水道の供用が開始された区域において，公共用水域の水質汚濁の防止と，市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的に，浄化槽の設置促進のため補助金を交付します。

補助は，既存住宅の単独処理浄化槽もしくは汲み取り便槽を浄化槽に設置換えをする者または新築住宅に高度処理型浄化槽を設置する者に行い，浄化槽は処理対象人員 10 人槽以下とします。

また，高度処理型浄化槽は，池田湖及び鰻池に生活排水が流入する市の指定する区域とします。

（２）下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続を促進します。

（３）普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検，清掃，法定検査）及び浄化槽設置整備事業補助金等について，広報紙やパンフレット，ホームページ等による啓発を行います。

5　し尿処理施設

（１）処理施設の概要

項　　目	内　　容
名　　称	指宿広域汚泥リサイクルセンター
処理対象地域	指宿市全域，南九州市頴娃町
所　　管	指宿広域市町村圏組合
所　　在	指宿市開聞仙田 711 番地 4
処　理　能　力	生し尿 27kℓ／日，浄化槽汚泥 107kℓ／日，生ごみ 240kg／日
稼動開始年月日	平成 24 年 4 月 1 日
処　理　方　式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方法（膜分離）＋高度処理
敷　地　面　積	8,055.19 ㎡

別表1
一般廃棄物収集運搬業許可業者
（ごみの部）

令和6年4月1日現在

名称又は代表者名	所在地
(株)IP－STYLE	鹿児島市谷山中央7丁目14－20
赤帽　樋園運送	指宿市西方4987－1
赤帽　吉永運送	指宿市東方8322－2
井上産業(株)	指宿市岩本2828
指宿クリーン	指宿市十二町41－1
(株)指宿リサイクルセンター	指宿市十二町4224
(株)岩野建設	指宿市十二町4224
おそうじサポート　指宿	指宿市十二町94－5
(株)上村商店	指宿市開聞十町1632－1
川畑　澄男	南九州市頴娃町郡9318－1
(協)薩南浄水管理センター	指宿市東方10473－3
(有)産業衛生社	指宿市十二町4442－1
下西園建設(有)	指宿市東方223
(株)新興エコ指宿営業所	指宿市西方152－1
(有)新吉産業	指宿市開聞十町4788－1
(株)常盤建設	指宿市山川岡児ケ水201－5
中拂　昭男	指宿市開聞仙田2289－2
菜の花商会	指宿市開聞仙田2289－1
南国商会	指宿市山川成川4628
(有)南薩ビルサービス	指宿市湊1丁目12－18
花木金属	指宿市湊4丁目6－7
(有)水迫畜産	指宿市山川福元788
南九州衛生社リサイクルセンター	指宿市山川成川653

別表２
一般廃棄物収集運搬業許可業者
（し尿・浄化槽汚泥の部）

令和６年４月１日現在

名称又は代表者名	所在地
(有)有田産業 ※浄化槽汚泥のみ	鹿児島市荒田2丁目76－17
(有)えい町クリーン	南九州市頴娃町別府2855－3
(協)薩南浄水管理センター	指宿市東方10473－3
サンクリーン大東(有)	指宿市山川大山617－3

※この4業者は浄化槽清掃業許可業者でもあります。

別表３
一般廃棄物処分業許可業者

令和６年４月１日現在

名称又は代表者名	所在地
(株)指宿リサイクルセンター	指宿市十二町4224
(有)産業衛生社	指宿市十二町4442－1
下西園建設(有)	指宿市東方223
(有)水迫畜産	指宿市山川福元788
(株)リサイクル徳光	指宿市山川岡児ケ水201－5